

## 第 67 期事業概要

2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日

世界の作物保護市場は、2015～16 年と 2 年間の減少を続けたが、2017 年 2.6%、2018 年 6.0%と増加傾向となり、2019 年暫定値では 0.4%の微増と推定されている。最大市場であるブラジルの需要回復により南米が 17.6%増となり、北米 10.3%と欧州 6.2%の減をカバーした。欧米の減少は、米中貿易摩擦、欧州の気候変動や登録規制による影響などが要因と推測されている。一方、2019 年度国内市場は、水稻及び果樹分野が減少したものの、野菜畑作分野及びその他分野の除草剤の伸びもあり、売上高前年比 100.9%の微増となった。

農薬行政では、2018 年の農薬取締法の改正により、2021 年度から再評価制度が開始されるとともに、2020 年 4 月から農薬の安全性に関する審査の充実として新しい影響評価法が採用される。農薬使用者及び蜜蜂に対する影響評価では、新評価法により、農業現場に提供される農薬にどのような影響がでるかは不透明である。当会としては、農薬の安全性を一層確保することを前提に、防除に不可欠な農薬が農家に適切に提供されるための取組を進めていく。

### I. 2019 年度農業生産の概要

我が国の耕地面積は引き続き減少傾向にあり、前年に比べて 2 万 3,000ha (0.5%) 減少し、439 万 7,000ha (田畑計) となっている。このうち田は 239 万 3,000ha、畑は 200 万 4,000ha で、前年に比べてそれぞれ 1 万 2,000ha (0.5%)、1 万 ha (0.5%) 減少した。

水稻の作付面積は前年に比べ 1,000ha (0.07%) 減少し 146 万 9,000ha であった。作柄は、7 月上中旬の低温・日照不足の影響等により、全国の 10a 当たりの平均収量は 528kg (前年産に比べ 1kg 減少)、収穫量 (子実用) は 776 万 2,000 トン (同 1 万 8,000 トン減少) で、このうち主食用は 726 万 1,000 トンであった。

麦類の作付面積は 27 万 3,000ha で前年に比べ 100ha (0.03%) 増加し、4 麦 (小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦) の収穫量も 124 万 3,000 トンと、前年に比べて 30 万 3,400 トン (32.3%) 増加した。

また、農作物の輸出については、米の輸出が 17,381 トンとなり前年比 26.0%の増加となり、果実輸出の主力産品であるりんごは 35,888 トンとなり前年比 4.8%の増加となった。

### II. 病害虫の発生と農薬の出荷状況

病害では、モモせん孔細菌病について 6 県で注意報が発表された他、タマネギべと病は 5 府県で注意報が発表された。害虫では、九州をはじめとする西日本において、トビイロウンカが多発し、20 府県から警報及び注意報が発出された。果樹カメムシ類に関する注意報は

10 都府県から発出されたほか、大豆・野菜・花き類のチョウ目害虫について、シロイチモジヨトウは 5 府県から、ハスモンヨトウは 2 府県から注意報が発表された。国内で初めて発生が確認されたツマジロクサヨトウについて特殊報が 25 県から発表された。

出荷実績は、総出荷量 18 万 4,008 トン(前年比 98.4%)、総出荷金額 3,403 億 1,000 万円(前年比 100.9%)となった。出荷金額に関する使用分野別前年比は、水稻 98.5%、果樹 98.6%、野菜畑作 102.2%、その他 106.0%、分類なし 101.6%であった。

### Ⅲ.事業実施状況

#### 1.活動報告

##### (1)重点事業計画への対応

##### ①SDGs と関連づけた「JCPA VISION 2025」ビジョン活動の推進

当会は、2015 年以降、日本の農業への作物保護業界としての貢献を掲げた「JCPA VISION 2025」のビジョン活動を推進してきている。2019 年度は、当会から発信する種々の媒体に SDGs ロゴを付記し、それぞれの活動と SDGs との関連性を明確にすることを心がけた。

例えば、国内農産物の安定生産に寄与できる農薬を今後も提供していくというハード面の支援は、SDGs 目標 8「働きがいも経済成長も」や目標 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」に、生産基盤を支える後継者に農薬

の適正使用等の正しい知識を提供するというソフト面の支援は、目標 12「つくる責任つかう責任」や目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」につながる等々。さらに、学会講演要旨、各種雑誌に関連広告を掲載した。また、当会紹介パンフレットを新規に作成し、SDGs と関連づけた当会活動を積極的に関係者に周知した。

運営委員会が中心となり農薬ナビゲーターJA 巡回活動を推進している。2019 年度は、当会活動の認知度を上げることを目標として、支部による JA 巡回に注力し、既に全国 JA の約 2/3 にあたる 400 以上の JA 訪問を達成した。波及効果として、リーフレット・DVD の配布要請、JA 研修会への講師派遣、直売所セミナーなどの要望が増加した。また、訪問時に説明者となる支部メンバーへの当会活動の理解促進にもつながった。

アカデミア活動では、事務局が植物保護関連学会大会のランチョンセミナーを進めている。2020 年春季シー

ズンの学会大会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった。

##### ②農薬取締法等農薬規制に関する諸課題への的確な対応

農薬取締法の改正により、2021 年度から実施される再評価制度、2020 年 4 月より開



始される農薬使用者や動植物に対する影響評価法に関して、5/23 会員説明会を行った。また、再評価関連、環境省評価関連、農薬の使用期限などについて、2/4 会員説明会を行い、会員の理解を深めた。農水省が公表した農薬使用者や蜜蜂に対する影響評価法に関して、作業員暴露試験及び蜜蜂訪花調査に係る当会事業を開始し、基礎データの蓄積を進めた。

### ③安全・広報活動の戦略的推進

広報委員会では、科学的データに基づく情報を活用したリスクコミュニケーションとして、教育者セミナー及び農薬ゼミを開催した。教育者セミナー（7月神戸、7月水戸、10月埼玉）では、前年度と同様に開催地の教育委員会の後援を得るなど、新たな地方開催による面的拡大を推進した。農薬ゼミ（7月札幌）は、2018年9月北海道胆振東部地震による中止の代替として開催し、多くの参加者があった。

リスクコミュニケーションにおいては、科学的に根拠のある情報を発信しつづけることが肝要であるため、明らかな事実誤認に関しては、新聞社等に正確な情報を提供するとともに支部との情報共有を進めた。

また、一部専門家等が引用する公的機関等による報告については、広報委員会が中心となり、調査結果をとりまとめ、当会見解をHPに掲載した。さらに、3月から週刊新潮に連載された特集記事『「農薬大国」ニッポン』について、当会見解を出版社に情報提供するとともに、HPに掲載した（右QR）。



メディア情報交換会（2月東京）では、「農薬のリスクコミュニケーション～欧米の動

向から風評発生メカニズムを検証する～」という話題提供を頂いた。メディア関係者だけではなく、今後の当会の広報活動の参考とした。

HPの充実を進め、年間アクセス件数は2年連続で100万件を超えた（右図）。デバイス別のアクセス状況は、2019年度にモバイル比率がパソコンを追い抜き、スマホ用ページ開設の効果が表れてきた。



### ④スチュワードシップ活動の推進並びにコンプライアンスの確保

安全対策委員会では、直売所農家向けセミナーを2016年度から開始している。課題①記載の支部JA巡回における周知効果もあり、2019年度は開催箇所・参加人数が大幅に増加した（右図）。また、緑安協に委託している派遣講師事業も、年間192件と



なった。

薬剤抵抗性管理として、2012年6月に運営委員会の下に「薬剤抵抗性対策特別T」を設置し情報発信を行ってきた。2017年9月に独自に活動していたJFRACが特別Tの下で活動を開始した。2019年3月に独自に活動しているJIRACメンバーを含むJIRAC準備チームを特別Tの下に立上げ、10月からJIRACが当会傘下で活動を開始することとなった。その後、特別Tを解散し、当会の薬剤抵抗性管理組織として、安全対策委員会の下でJFRAC及びJIRACが活動する体制とした。

農業現場では、農家がベトナムや中国などから外国人技能実習生を受け入れるケースが多くなってきている。実習生の農薬の適正使用を危惧する県からの依頼があり、ベトナム語や中国語の農薬の調製・廃棄周知パンフレットを事務局にて作成し提供した。

#### ⑤農薬業界のグローバル化に呼応した活動推進

国際委員会では、ICAMAとの第5回技術交流会（9月中国・桂林）を開催した（右図）。中国側からは、新農薬管理条例下での作業者リスク評価の考え方、中国版GLP制度、日本側からは、新化合物の研究開発の考え方、実用場面における農薬使用技術の新しい流れについて情報提供を行った。また、JETROの協力を得て、中国IPG農薬WG真贋セミナーを開催し、農産物安全の重要性、模倣品農薬の判別方法等の情報が提供された（10月中国・湖南省）。ICAMAからの支持もあり真贋セミナーを定期的に行うことができる環境が整ってきた。技術交流会の積み重ねが知的財産権保護活動につながってきている。

第35回日韓台姉妹会（10月韓国・松島新都市）を開催し、相互の農業情勢等や各国の登録トピックスについて情報交換を行った。

国際委員会では、海外向けの情報として、日本の農業と農薬に関する情報を4年毎に更新している。2019年6月に「Agriculture and Crop Protection Products in Japan 2018」を作成し会員に情報提供した。

CLI及びCLAからのグローバル及びアジアにおける農薬登録制度等に関する情報収集を図っている。しかし、2020年初頭からの新型コロナウイルス問題の影響で、CLI Crop Protection Strategy Council会議（2月）及びCLA定例会議（3月）は中止となった。